

## 『建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号』 許可申請に必要な図書

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号で定める基準は、同法施行規則第 10 条の 3 第 4 項において次のとおり規定されています。

### 敷地と道路との関係の特例の基準

- 1 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。
- 2 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 m 以上のものに限る。）に 2 m 以上接する建築物であること。
- 3 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

長岡市では、法で定められる上記の特例基準に対応した幾つかの具体的な許可基準を示しており、接道の許可申請時においては、各基準に対応して下記図書の添付が必要となります。

**提出部数** 正本副本各 1 部（副本は正本の写しで可）

### 提出図書

- ① 許可申請書 <第 43 号様式（第 10 条の 4 関係）（A 4）>
- ② 申請理由書 <長岡市接道許可申請様式 1（A 4）>
- ③ 付近見取図（建築基準法施行規則で示す状況が把握できるもの）
- ④ 配置図
- ⑤ 各階平面図
- ⑥ 2 面以上の立面図（既存建築物は省略可能）
- ⑦ 2 面以上の断面図（4 号建築物、既存建築物は省略可能）
- ⑧ 許可基準毎に必要な書類

※承諾書・誓約書の印には**印鑑登録証明書**添付

添付図書 許可基準	写 真	測量図	更正図	登記簿	管理者等 の承諾書	協定書	誓約書	構 造 詳細図
1-a (空地に接する敷地)	○	×	○	○	○	×	×	×
1-b (ゴルフ場内の施設等)	○	×	代用可能時は略可 ○	代用可能時は略可 ○	×	×	×	×
2 (公共の用に供する 4m以上の道)	○	×	×	×	○	×	×	×
	農道等の公共の用に供する道で、かつ、日常的に使用することについて承諾等を必要としないものは接道しているものとして扱う（広域農免道路等が該当）							
3-a (道路状の空地の確保)	○	×	○	○	私道の場合 ○	×	○	×
3-b (密集市街地での協定)	基準削除							
3-c (郊外での農業施設等)	○	×	×	×	×	×	×	×
3-d (2m未満接道敷地)	基準削除							
3-e (水路等を跨ぐ敷地)	接道しているものとして扱う（確認申請書への河川等の占用許可書添付は必要）							
3-f (路地状通路敷地)	○	×	○	○	私道の場合 ○	×	×	×

- ⑨ その他、必要な図書（上記許可基準以外での申請時においては、事前協議により必要となる提出図書を決定するものとします）
- ⑩ 1-b の「代用可能時は略可」とは・・・ゴルフ場、公園、高速道路内施設など空地内施設の空地であることの把握ができる資料が添付されている場合